

## 証拠開示制度

### 1 これまでの議論で提示された御意見

- (1) 現行の証拠開示制度を改めて、事前に全面的に証拠を開示することを原則とし、あるいは、証拠の標目を記載したリストを開示することとするべきではないか。
- (2) 公判前整理手続に付すことの請求権を付与するべきではないか。
- (3) 再審請求審における証拠開示制度を設けるべきではないか。

### 2 検討課題

#### (1) 証拠開示制度の在り方について

- 現行制度における問題の有無や原因
- 公判前整理手続の趣旨・目的との関係
- 以下の制度の当否
  - ・ 事前全面開示制度
  - ・ 証拠の標目（リスト）開示制度

#### (2) 公判前整理手続の請求権について

- 現行制度における問題の有無や内容
- 公判前整理手続の在り方と請求権の必要性

#### (3) 再審請求審における証拠開示について

- 通常審における証拠開示との関係

## 【現行の証拠開示制度が導入された際の議論の概要】

### 1 司法制度改革審議会の提言（平成13年6月）の概要

公判の充実・迅速化の観点から、次のような方向で具体的な方策を講じるべきである。

- 第一回公判期日の前から、十分な争点整理を行い、明確な審理の計画を立てられるよう、裁判所の主宰による新たな準備手続を創設すべきである。
- 充実した争点整理が行われるには、証拠開示の拡充が必要である。そのため、証拠開示の時期・範囲等に関するルールを法令により明確化するとともに、新たな準備手続の中で、必要に応じて、裁判所が開示の要否につき裁定することが可能となるような仕組みを整備すべきである。

以上のような制度の具体的な在り方を検討するに当たっては、予断排除の原則との関係にも配慮しつつ、当該手続における裁判所の役割・権限（証拠の採否等裁判所の判断の対象範囲や訴訟指揮の実効性担保のための措置等を含む。）や当事者の権利・義務の在り方についても検討されるべきである。また、証拠開示のルールの明確化に当たっては、証拠開示に伴う弊害（証人威迫、罪証隠滅のおそれ、関係者の名誉・プライバシーの侵害のおそれ）の防止が可能となるものとする必要がある。

上記提言を受け、司法制度改革推進本部裁判員裁判・刑事検討会で議論が行われた。

### 2 司法制度改革推進本部裁判員裁判・刑事検討会での議論の概要

#### (1) 議論された証拠開示制度の概要

##### ア(A) (原則) 事前全面開示制度案

(開示により弊害が生じるおそれがある場合を例外とし、原則として) 証拠を全て開示しなければならないものとするもの。

##### (B) 証拠の標目(リスト) 開示制度案

証拠全ての標目を開示し、その中から被告人側で開示を請求したものを開示しなければならないとするもの。

##### イ 現行制度のもととなる開示制度案

争点整理、証拠整理と適切に関連付けて段階的に証拠開示を行うもの。

#### (2) 具体的な議論の状況

##### ア (原則) 事前全面開示制度案について

##### (ア) (原則) 事前全面開示制度案の主な論拠

- 証拠開示の範囲はできるだけ広い方が望ましく、プライバシーの侵害や証拠隠滅など証拠開示に伴う弊害のおそれがある場合には、裁判所の裁定により不開示とすればよいのではないか。
- 個々の事件ごとに証拠開示の範囲が変わることもあり得るだろうが、個々の具体的事実ごとに争点としかどうかを明らかにした上で、関連性を判断して証拠を開示するという手続では、準備手続が煩雑なものになるという印象がある。
- 証拠開示を早い段階で一括して行えば、弁護側が争点を整理するインセンティブが高まる。証拠についてまったく分からない状態でどこを争うかを判断するのと、一定の証拠を示された上で判断するのとでは違う。弁護人は、どのような主張が公判で通用しやすいかを証拠との関係で判断するのだから、事前に証拠が分かっている方が効果的に争点を整理できるのではないか。
- 弁護側が争点として提示しない限りは、重要な証拠を検察官と共有できないとする考えは気にかかる。被告人にとって不利な行動まで明らかにしないと証拠開示を受けられないというのはおかしい。手順の違いだけで、必要かつ重要な証拠が結局開示されることになるというが、そうであれば、弁護側が争点を明示した後でないと証拠開示がなされないという制度にするのは不合理ではないか。
- 裁判所にとっては、争点が明確になるのは良いことだが、開示されていない証拠の中に重要な証拠が残されていないかという不安がある。弁護人も証拠を見た上で、これは争点でないと言うのなら良いが、明らかにされなかった別の所に真の争点があるようでは困る。

(イ) (原則) 事前全面開示制度案に対してなされた主な指摘

- 弁護人はあらかじめ広範な証拠開示を受けないと争点を明らかにすることができないという意見があるが、検察官の主張事実と請求証拠の開示を受けた上で被告人の言い分を十分に聞けば、何を認め何を争うかを十分に整理できるはずである。
- 被告人が弁護人に対して検察官の主張事実を認めており、弁護人の目から見ても、検察官請求予定証拠で当該事実を認めるのに十分だと判断される場合についても、弁護側の認否・主張の前に検察官の請求予定証拠以上の証拠を開示すべき理由は見出せない。そうした開示は、被告人側に虚偽の主張を許すためのものになり、必要性も相当性も認められな

いだろう。

- 準備手続が煩雑になるというが、争点整理を実効的なものとするためには、間接事実のレベルまで踏み込んで争点とするかどうかを明らかにしていくということをやらざるを得ないのであり、そうすることにより公判の充実・迅速化が図れるのである。
- 証拠をすべて開示すると、様々な弁解を組み立てることが可能となるが、捜査は時間と人員の限界の下に行わなければならないが、すべてのあり得る弁解を予想して予めつぶしておくというようなことは不可能である。

## イ 証拠の標目（リスト）開示制度案について

### (7) 証拠の標目（リスト）開示制度案の主な論拠

- 開示を求める証拠の類型と範囲を特定するために手掛かりとして、証拠標目の一覧表が必要となる。
- 一覧表を開示した場合の弊害として虚偽弁解の作出や証拠漁りが言われているが、一覧表を不開示にするほどのウェイトのある弊害なのか。初動捜査の動きが捜査報告書類により弁護人に明らかになることによってえん罪を防ぐことができたこともあったのであり、一覧表の開示は必要である。
- 証拠の標目の一覧表の開示に伴う虚偽弁解作出の弊害が指摘されているが、一覧表の開示により被告人の記憶が喚起される場合もあるので、弊害ばかりではない。一覧表作成の負担もあるだろうが、送致目録の活用も考えられるのではないか。

### (4) 証拠の標目（リスト）開示制度案に対してなされた主な指摘

- 捜査側の証拠構造や裏付け捜査の程度を被告人側に一目瞭然に明らかにすることになり、被告人側が捜査側の手の内をすべて把握した上で主張することを許してしまう。
- 一覧表を開示すると言っても、標目だけのような形式的な事項の記載では意味がないし、証拠の内容も記載するとなると全面的証拠開示と同じことになり問題である。仮に、一覧表に供述者の氏名などを記載するとすると、当該供述者に対する威迫、その者の名誉・プライバシーの侵害のおそれは避けられないし、情報提供をしたことを外部に明らかにして欲しくないという者からの捜査協力も得られなくなる。また、一覧表の開示を前提に、弊害がない限り証拠開示するというのでは、探索目的の証拠開示請求を認めることにもなる。実際問題としても、一覧表に証

拠の内容の要旨を記載するのは負担が大きすぎて不可能であるし、要旨の正確性をめぐって紛議が生じかえって混乱するのであって、現実的ではない。

- 証拠標目の一覧表については、裁判所が開示の裁定をする際に、そのような一覧表を利用し得ることになっているから、それで十分であろう。

#### ウ 現行制度のもととなる制度案の主な論拠

- 証拠開示の時期・範囲に関するルールを検討するに当たって念頭に置かれるべきなのは、証拠開示を争点整理と関連付けられたものにする、証拠開示に伴う弊害を防止することができるものとする、及び当事者主義の訴訟構造と反しないものとするところである。
- アリバイについては、捜査側は、考え得るアリバイ主張の成否についても捜査をしておくものである。親しい友人の所に泊まっていたというアリバイ主張を予想して、友人A、B、Cの3人から、それぞれ犯行時に被告人と一緒にいなかったという調書が作成されていたという場合、段階的証拠開示であれば、被告人がまずAのところに行ったという主張をし、これに対し、検察官がAの調書を開示したら、被告人は、Bのところに行ったという主張に変更したという具合に順次主張を変更し、最終的に、検察官が事前に捜査をしていなかった、Dの所にいたというアリバイ主張になったとしても、被告人の弁解がAからDへと変遷した過程を公判で明らかにできる。ところが、これらの調書が一括して事前に開示された場合には、被告人は、当初から、A、B、Cの所ではなくDの所にいたと主張できるので、その供述の信ぴょう性を公判で判断することが難しくなる。
- 検察官の主張とその立証に必要な証拠が開示され、特定の検察官請求証拠の信用性を検討するのに重要な一定種類の証拠が開示されることによって、被告人側は検察官の主張立証の全貌を把握するとともにその信用性を吟味することができる上に、さらに被告人側が具体的な主張をして、主張関連証拠の開示がなされるとすると、争点整理も進み、被告人も十分な防御の準備をすることができ、全体としてまとまった制度になる。
- これまでと比べるとかなり広範囲の証拠が開示対象となり、弁護人が通常の対応をすれば必要なものはほぼ開示されることになるだろう。